

生物多様性保全利用指針 OKINAWA

[八重山編]

H31 暫定版

沖繩県

「暫定版」における注意事項

「生物多様性保全利用指針 OKINAWA」は、令和 3 年度までに「沖縄島編」、「八重山編」、「宮古・久米島編」、「沖縄島周辺離島編」の 4 編の作成を予定しており、現在、各編について順次情報収集、調査、解析を進めているところである。このたび一連の作業が完了した八重山編について、県民の皆さまにいち早くお届けするために【暫定版】を公開する。

暫定公開である理由は、本指針の中核である生物多様性の解析評価手法の特性上、各島毎の解析ではなく、本県全体での解析を行う必要があるためである。また、事業期間中に追加されたデータを加えることで、より解析精度を高めることが想定されている。このような事業デザインのため、今回の八重山編【暫定版】に掲載された情報は暫定的なものであり、今後宮古・久米島等の情報が加わることで最終版策定まで毎年更新される。

本指針【暫定版】については、上記の事項についてご理解いただき、本県全体の解析が完了し、最終版（令和 3 年度末を予定）が策定されるまでは、引き続き「自然環境の保全に関する指針」（沖縄県 1998～2000）を参照いただきたい。

生物多様性保全利用指針 OKINAWA [八重山編]

－目次－

第1章 はじめに

1. 背景と目的	1
2. 指針の位置づけ	3
3. 指針の概要	4
(1) 検討内容（全体フロー）	4
(2) 対象地域	5
(3) 生物多様性	6
(4) 生物文化	9
(5) 自然環境の利活用	12
(6) 自然環境及び社会環境	12
(7) 保全優先度と総合評価	12
(8) 環境配慮方針	12
(9) 環境カルテ	12

第2章 評価手法等

1. 生物多様性	14
(1) 生物多様性の概念	14
(2) 生物分布データの収集と整理	15
(3) 環境データの収集と編集	27
(4) 種の空間分布の予測と生物多様性パターンの定量（分布モデリング）	29
2. 生物文化	46
(1) 目的	46
(2) 方法	46
(3) 調査結果	50
3. 自然環境の利活用	55
(1) 目的	55
(2) 自然環境の利活用	55
4. 自然環境及び社会環境	60
(1) 目的	60
(2) 生物多様性の情報	60
(3) その他の情報	69

5. 保全優先度と総合評価	75
5. 1 保全優先度の検討	75
(1) 空間的保全優先地域特定の手順	75
(2) 空間的保全優先度の計算アルゴリズム	76
(3) 保全ユニットの定義	77
(4) 生物分類群ごとの空間的保全地域ランク付け	78
(5) 生物分類群を統合した保全優先度	88
(6) 集約化重みづけによる保全優先度の計算方法	88
5. 2 総合評価ランクの検討	91
(1) 土地利用や保全現況を考慮した総合評価	91
(2) 沖縄県の生物多様性保全の総合評価	92
5. 3 今後の分析計画と制限事項	99
6. 環境配慮方針	100
(1) 目的	100
(2) 記載方法	100
(3) 環境配慮方針の作成例	101

第3章 環境カルテ

1. 目的	105
2. 作成方法	105
(1) 環境カルテの作成方法	105
(2) 陸域カルテの様式	107
(3) 陸域カルテ項目	108
(4) 海域カルテの様式	113
(5) 海域カルテ項目	114
3. 環境カルテ（陸域）	119
4. 環境カルテ（海域）	125

第4章 参考資料

1. 生物多様性保全利用指針検討委員会名簿	129
2. 委員会における検討過程	129
3. 生物多様性保全利用指針に関するホームページについて	130
4. 用語集	131

5. 参考文献	137
(1) 生物多様性解析に関する引用文献	137
(2) 生物分布情報に関する参考文献等	140
(3) 生物文化に関する参考文献等	162
(4) 自然環境の利活用に関する参考文献等	169
(5) 自然環境及び社会環境に関する参考文献等	170
(6) 環境カルテに関する参考文献等	171
(7) 用語集に関する参考文献等	175

コラム

・ビッグデータで自然環境や生物多様性を保全管理する	7
・生物文化	10
・冬虫夏草	48
・漂着物	53
・地下水環境（洞窟水圏）の動物	58
・やいまの海の自然保護区・保護ルール	102

